

様式 C-19

科学研究費補助金研究成果報告書

平成 21 年 5 月 31 日現在

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2006～2008

課題番号：18330014

研究課題名（和文）未決拘禁の比較法的・総合的研究

研究課題名（英文）A comprehensive study of pre-sentence detention-a comparative analysis

研究代表者

福井 厚 (FUKUI ATSUSHI)

法政大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号：60033180

研究成果の概要：3年間の研究成果は、福井厚編『未決拘禁制度の改革と展望』（日本評論社）と題して、龍谷大学 矯正・保護研究センター叢書の1冊として2009年7月に公刊される予定である（既に入稿済である）。第一部が未決拘禁の実体的要件の理論的検討、第二部が未決被拘禁者の権利制限の解釈論的検討、第三部が不服申立・その他、附属資料Ⅰとして外国調査の結果、附属資料Ⅱとして施設調査の結果、付録（CD-Rom版）として、福井厚監訳「ドイツ未決勾留法対案」、という構成になっている。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合 計
2006 年度	2,300,000	690,000	2,990,000
2007 年度	2,800,000	840,000	3,640,000
2008 年度	2,100,000	630,000	2,730,000
年度			
年度			
総 計	7,200,000	2,160,000	9,360,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：(1) 未決拘禁、(2) 未決拘禁の執行、(3) 代用監獄、(4) 逮捕、(5) 勾留、
(6) 保釈、(7) 監獄法改正、(8) 受刑者

1. 研究開始当初の背景

日本でも過剰収容の問題が深刻化しつつあったことが、本研究の背景として挙げられる。このような情勢に、当時、計画されていた監獄法改正で対応可能か、疑問に思われた。そのような情勢から、刑事訴訟法研究者が、刑事訴訟法改革の一環として、逮捕・勾留の問題を取り組む必然性があつただけでなく、

未決拘禁の執行の問題（監獄法改正問題）にも目を向ける必然性があったと言える。

2. 研究の目的

本研究は、刑事訴訟法と監獄法の各々につき、現行法のパラダイムを抽出し、それに代わる新たなパラダイムを提示し、両者のあるべき関係を再構成することを目的とする。さしあたり、2006～2008の3年間で刑事訴訟法の逮捕・勾留（保釈を含む）を規律する部分の改正提案と、逮捕・勾留の執行を規律する監獄法改正案の対案とを総合した学術書の刊行を目指す。

3. 研究の方法

未決拘禁という場合、逮捕と勾留を共に含み、かつ、逮捕・勾留の実体要件のみならず逮捕・勾留の執行の規律のあり方も視野に入れるという意味で、本研究は刑事訴訟法及び監獄法の有機的な関連を問う総合的な研究である。その課題を、英米独仏の4か国を対象に比較法的に行うという点に、本研究の方法的な特色がある。

4. 研究成果

3年間の研究成果は、大別すれば、(a)理論的な研究、(b)実証的な研究及び(c)比較法的な研究、の3分野に区別できる。(a)の理論的な研究は、刑事訴訟法分野では逮捕・勾留の基礎的な研究及び新しい刑事施設法の下での未決被拘禁者の権利保障のあり方の分析に分けられる。(b)の実証的な研究では、3年間で主要な未決の収容施設を参観し、未決被拘禁者の処遇の実態把握に努めると共に、代用監獄における取調べのあり方を実際のケースを素材に分析した。(c)の比較法的な研究では、英米独仏を対象に現地に向いて最新の動向の把握に努めた。

(b)の調査は、監獄法改正により新法施行の5年後に見直しが予定されているので（同附則41条参照）、新法の問題点を実証的な観点から洗い出そうという目的で実施された。それに加えて、「捜査と拘禁の分離」原則が、未決拘禁施設においてどのように理解されているか、その実態を調査・確認することもその目的とした。本研究は、あるべき未決拘禁制度の構築に向けて、諸外国（英・米・独・仏）に関する知見や国際人権法の到達点を踏まえつつ、主として理論的観点からの研究を進めてきた。これまでの理論研究の成果を実証的観点から改めて検証しなおそ

うというのが、本調査研究のもう1つの目的である。なお、上記の2点を主たる視点に据えながら、その他にも、①各施設の収容状況（収容定員、近年の収容率の推移、収容人員の構成等）、②設備の状況（居室・接見室・取調べ室・保護室等の数及びその状態、その他、浴場・運動場・散髪室・多目的ホール等の設置状況等）、③職員数及びその勤務条件等、各施設の置かれた人的・物理的条件についても、可能な限り聴取調査を行ってきた。というのは、これらの諸条件は、被拘禁者の諸権利が実効的に保障されるか否かを事実上決定付ける重要なファクターとなりうるからである。3年間で次の7か所を参観した。(i) 沖縄刑務所那覇拘置支所（2006年12月11日）、(ii) 東京拘置所（2007年2月27日）、(iii) 岡山県警察本部伊福町庁舎（2007年3月5日）、(iv) 札幌刑務所札幌拘置支所（2008年6月16日）、(v) 福岡拘置所（2008年9月5日）、(VI) 福岡刑務所久留米拘置支所（2008年9月10日）、(VII) 京都拘置所（2008年10月31日）。未だ参観し得た施設の数は十分ではなく、新法を見直す際の観点が明らかになつたとは言えないが、この経験を基に更に調査対象を増やして、本研究が理論倒れにならないよう引き続き調査を続けていく予定である。

(a)、(b)および(c)の研究成果は、福井厚編『未決拘禁制度の改革と展望』（日本評論社）と題して、龍谷大学 矯正・保護研究センター叢書の1冊として2009年7月に公刊される予定である（その目次を、以下に掲げておく）。

はしがき（福井 厚）

- 序 章 未決拘禁の基本問題（後藤 昭）
第1章 身体不拘束の原則
第1節 総 論（豊崎 七絵）
第2節 未決拘禁の代替処分（水谷 規男）
第3節 保釈と社会的援助（葛野 尋之）
第4節 起訴後勾留と勾留質問（白取 祐司）
第2章 捜査と未決拘禁
第1節 代用監獄問題（葛野 尋之）
第2節 警察留置の極小化（石田 倫識）
第3節 引野口事件（豊崎 七絵）
-捜査と拘禁の分離の実証的研究-
第3章 未決被拘禁者の権利保障
第1節 原 則（福井 厚）
第2節 弁護人以外の者との外部交通（中川 孝博）
第3節 弁護人と外部交通（緑 大輔）
第4節 未決拘禁における社会的援助（斎藤 司）
第4章 救済その他
第1節 不服申立て（平田和一）
第2節 留置施設視察委員会（佐藤 元治）

【資料1】

第1節 比較法

- ①イギリス（葛野/豊崎/石田）
- ②アメリカ（緑 大輔）
- ③ドイツ（斎藤 司）
- ④フランス（白取 祐司）

第2節 施設調査（豊崎/石田/中川）

【資料2】附属資料（CD-ROM）

福井 厚（監訳）「(西) ドイツ刑事訴訟改正作業班『未決勾留-法律草案及び理由書』」

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 10 件）

- ① 斎藤司「刑事被収容者処遇法と逮捕留置」愛媛法学会雑誌 35巻1~4号, p. 179-219 (2009年)、查読なし
- ② 後藤昭「裁判員制度をめぐる対立は何を意味しているか」世界 779号, 90-100 (2008年)、查読なし
- ③ 白取祐司「未決拘禁制度改革と展望」『前野育三先生古稀祝賀論文集・刑事政策学の体系』(法律文化社、2008年), p. 18-36, 查読なし
- ④ 石田倫識「保釈法制の改革課題」自由と正義 59巻2号, p. 12-16 (2008年)、查読なし
- ⑤ 豊崎七絵「起訴後勾留と余罪取調べ」法学セミナー634号, p. 115 (2007年)、查読なし
- ⑥ 中川孝博「取調べの可視化は進展したか・改善されたのか」法学セミナー630号, p. 24 (2007年)、查読なし
- ⑦ 葛野尋之「無罪推定の原則はどのように具体化されるか」季刊刑事弁護 47号, p. 53-59 (2006年)、查読なし
- ⑧ 村井敏邦・海渡雄一・秋田真志・水谷規男「[座談会] 改正受刑者等処遇法(未決拘禁法)によって何が変わるのでか」季刊刑事弁護 47号, p. 34-46 (2006年)、查読なし
- ⑨ 福井厚「未決拘禁法の改革をめぐる歴史と『受刑者等処遇法/改正受刑者等処遇法』」季刊刑事弁護 47号, p. 26-33 (2006年)、查読なし
- ⑩ 中川孝博「未決拘禁法の改正が与えるインパクト！？」季刊刑事弁護 47号, p. 16-17 (2006年)、查読なし

〔学会発表〕（計 4 件）

- ① 豊崎七絵「未決拘禁の課題と展望」(日本刑法学会第 86 回大会分科会、2008 年 5 月 17 日、於：神戸)
- ② 斎藤司「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」と代用監獄制度」(日本刑法学会第 86 回大会分科会、2008 年 5 月 17 日、於：神戸)
- ③ 葛野尋之「捜査と拘禁の分離」(日本刑法学会第 86 回大会分科会、2008 年 5 月 17 日、於：神戸)
- ④ 葛野尋之「代用刑事施設と国連拷問禁止委員会報告」(国際人権法学会第 19 回大会、2007 年 11 月 10 日、於：愛知学院大学)

〔図書〕（計 2 件）

- ① 福井厚『刑事訴訟法講義』(法律文化社、2009年), p. 1-488
- ② 葛野尋之『刑事手続と刑事拘禁』(現代人文社、2007年), p. 1-401

〔産業財産権〕

○出願状況（計 0 件）

○取得状況（計 0 件）

〔その他〕

6. 研究組織

(1)研究代表者

福井 厚 (FUKUI ATSUSHI)

法政大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号 : 60033180

(2)研究分担者

木谷 明 (KITANI AKIRA)

法政大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号 : 50386330

後藤 昭 (GOTO AKIRA)

一橋大学・法学研究科・教授

研究者番号 : 80007244

白取 祐司 (SHIRATORI YUJI)

北海道大学・法学研究科・教授

研究者番号 : 10171050

水谷 規男 (MIZUTANI NORIO)

大阪大学・高等司法研究科・教授

研究者番号 : 20211584

葛野 尋之 (KUZUNO KOREYUKI)

立命館大学・法学部・教授

研究者番号 : 90221928

中川 孝博 (NAKAGAWA TAKAHIRO)

国学院大学・法学部・教授

研究者番号 : 40330352

豊崎 七絵 (TOYOSAKI NANAE)

九州大学・法学研究院・准教授

研究者番号 : 50282091

緑 大輔 (MIDORI DAISUKE)

愛知大学・法学部・准教授

研究者番号 : 50389053

石田 優識 (ISHIDA TOMONOBU)

愛知学院大学・法学部・講師

研究者番号 : 20432833

斎藤 司 (SAITO TSUKASA)

愛媛大学・法文学部・講師

研究者番号 : 20432784

(3)連携研究者